

(様式第2号)

会 議 録

平成31年3月29日作成

会 議 の 名 称	第5回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成30年6月13日(水) 午後1時00分 ~ 午後1時42分		
会 議 の 開 催 場 所	役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第5回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年6月13日(水)午後1時00分～午後1時42分

2. 場 所 役場3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ②農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ③農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について
- ④農地法第5条の許可に係る事業完了報告書について
- ⑤農地法第5条の許可に係る事業完了報告書について

【審議】

- ①「平成29年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)」および「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について
- ②下限面積の設定について

4. 出席者

(委員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟	委員	柏原 縁
委員	川村 脩一	委員	木村 修	委員	清水 正純
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中村 清司
委員	西田 尚弘	委員	藤原 弘		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	西崎 大樹	渡邊	隆太郎		

5. 欠席者 0名

6. 傍聴人 3名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員

中村清司

署名委員

田中幸造

事務局	<p>それでは、ただいまから第5回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の西崎でございます。前年度に引き続き、農業委員会の担当をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。</p> <p>今回は平成30年度に入って、初めての農業委員会ということで、事務局と職員に異動がございましたので紹介させていただきます。</p> <p>まず、今年度大阪府からの出向で副町長に就任いたしました小田でございます。</p>
小田副町長	<p>4月1日付で副町長に就任いたしました小田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、今年度新たに、にぎわい創造課長としてコミュニティ推進課から異動してまいりました馬場田でございます。</p>
事務局	<p>4月から、コミュニティ推進課で、広報とかいろいろつくっていたりしてたところから、4月に、にぎわい創造課に来させていただきました馬場田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして都市計画課に異動になりました川井にかわりまして、事務局を担当いたします渡邊でございます。</p>
事務局	<p>渡邊でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局長の名越と次長の佐藤は前年度に引き続き農業委員会事務局を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。なお、私ごとで恐縮でございますが、本日2時からちょっと別の会議入っておりますので、ちょっと会議の途中で抜けさせていただきますので、申しわけございませんが、そういうのも含めまして、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは副町長につきましては、他の公務の都合により、ここで退席とさせていただきます。</p>

	<p>それでは本日の案件でございますが、報告案件といたしまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてが2件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書についてが1件、農地法第5条の許可に係る事業完了報告書についてが2件の合計5件、審議案件が、平成29年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてと下限面積の設定について、の2件となっております。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長よろしくお祈いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まり願いましてありがとうございます。今年度の初めてなんで、4月、5月が案件がなかったんで、やらなかったんですけど、今後、いろいろと生産緑地の問題もでございます。いろいろご相談しながら、進めていきたいと思ひます。まああの、田植えも、もう終わったと思ひますけども、今後とも島本町の農業の発展のため、ご意見もいただきつつ進めていきたいと思ひます。</p> <p>今日は案件、報告事項、審議事項でございますので、この件についてよろしくお祈いします。簡単ですけど挨拶とします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。それでは議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお祈いします。大西会長、お祈いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議長を務めさせていただきます。議案に入る前に、委員の出席状況についてご報告申し上げます。委員14名中、出席13名、ということで、1名、柏原委員がちょっと遅れてくるということらしい、でございますので、1名の、ございます。ということで島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。田中 幸造委員、中村 清司委員にお祈いします。</p> <p>次に、本日傍聴者はあるでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。傍聴者は3名おられます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。傍聴者がおられるということでございますが、傍聴を認めることでよろしいでしょうか。</p>

委員	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認めまして、3名の入室を許可いたします。</p> <p>それでは、議案に入ります。報告案件は2件ございますので、まず、1件目の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告案件①の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」をご説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。届け出のありました土地は大字東大寺の2筆で、地番、地目、面積、権利を取得された方はご覧のとおりとなっております。所有権を相続されたため、届け出が行われたものでございます。届け出の内容につきましては、登記事項証明書によって確認しております。2ページが届出書、3ページが受理通知書でございます。簡単ではございますが、報告案件①の説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。所有権を相続したという届け出でございますが、本件について、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p>当該の農業委員さんのほうで何かありましたら。 東大寺の井上委員、よろしいか。</p>
委員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>問題ございませんか。</p>
委員	<p>大字東大寺の番地で住宅地図で確認しましたが、載ってなくて確認できておりません。恐らく、推測するに、指手橋から名神高速のほうのどこかの竹やぶぐらいじゃないかなと思うんですけど、まあ、相続ということなんで、まあ余り、特に確認する必要もないかなと思います。</p>
議長	<p>相続ということで、届け出ということになりますんで、それだけのことでございます。もし届け出がなかったら、届け出をするようにということ言うてもらわないといけないんですけども、ほかに質疑はございませんか。</p>
委員	(「なし」の声あり)

<p>議 長</p>	<p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結して報告を受けたものいたします。</p> <p>それでは、2件目と3件目の報告案件、関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告案件②「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」と、報告案件③「農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について」を一括してご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>届け出のありました土地は、山崎三丁目の1筆で、地番、地目、面積、権利を取得された方はご覧のとおりとなっております。所有権を相続されたため、届け出が行われたものです。届け出の内容につきましては、登記事項証明書によって確認しております。5ページが届出書、6ページが受理通知書でございます。</p> <p>続きまして、7ページをご覧ください。こちらは、相続の届け出とあわせて提出されました農地法5条1項6号による農地転用の届け出となっております。所有権を移転した上で、宅地に転用するという内容でございます。8ページと9ページが届出書、10ページが登記事項証明書、11ページが位置図、12ページが公図、13ページから16ページまでが現況写真、17ページが排水計画図、18ページが受理通知書でございます。簡単ではございますが、報告案件②及び報告案件③の説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>この届け出にあった地区は、山崎地区は木村委員が担当地区となっておりますので補足説明がありましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>特にないんですけども、写真を見ていただければ、この木の茂っているところですね。現状は確実に雑種地になってる。これいつからなったかというのは、ちょっと私も家内もわかりません。</p> <p>去年、11月ですかね、この境界線が、立ち会いということで、私は水路のほうへ立ち会ったんですけども、隣接の農家の人が、立ち会って決めておられます。ただこの今の土地、宅地にするというような、今年からやっているということ何ですけど、話の通り、スケジュール通りいけるのかなというようなことが、このトラックとか、入るところがありませんので、前が借家が並び、こっちに借家が3軒たってます。まだ2軒が住んでおられます。その2軒が動くとかせえへんと、全体としてのあれは、まあ</p>

<p>議 長</p>	<p>せいぜいやれても、木を切るとか、境界線のところ、きちっとすると、それくらいやと思うんですけど。それはまだわかりません。これからの、僕はですから、まず相続されたということですから致し方ないし、現状では問題ないと思っています。</p> <p>ありがとうございます。ちょっとわかりにくいと思いますが、山崎の三丁目■■■■、実際は登記簿は田になってまして、現地は雑種地という、この写真に写ってんのが、こう樹木がいっぱい生えたある、いつからかわかならないと、以前この法施行前からかもわからんしね。その■■■■m²を、■■■■、何ちゅうの、■■■■。</p>
<p>委 員</p>	<p>■■■■さんです。</p>
<p>議 長</p>	<p>に、相続をされたんやね。相続した■■■■はその土地を住宅に、何とかいう会社に、CASAプロダクトここへ法人さんやな。それを農地転用をするという2つの届け出でございますけども、相続の場合は届け出だけでいいんやけども、こっちは転用についても、市街化区域ですから、届け出だけでええんやけど、今おっしゃってるような進入道路がないとか、その辺の話については、当事者と、それからその辺でご相談してもらって、町の指導も受けて、やっていってもらおうということになると思いますけれど、農業委員会としての転用についての問題については、これについては問題がないと、こういうことなんでございますけど、皆さん方のほうからご質問等ございますか、お願いいたします。</p> <p>よろしいですか。質問ございませんか。要はその木を伐採して、宅地にするということですね。山にちょっとかかった写真写っとこ範囲で。</p>
<p>委 員</p>	<p>(「なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは特に発言がないということでございますので、質疑を終結いたしまして、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、4件目と5件目の報告案件は関連しておりますので、一括して事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告案件④と⑤の「農地法第5条の許可に係る事業完了報告書について」をご説明させていただきます。この案件は、1月の第4回農業委員会でご審議いただきました桜井地区、桜井西側地区の一時転用に関する案件となっております。ご審議いただきました土質調査及び埋蔵文化財試掘調査を目的とした一時転用は、いずれも平成30年1月31日付で</p>

	<p>大阪府知事の許可がありました。2月から3月にかけて調査が実施され、原状回復が完了いたしましたため、大阪府知事に報告いたしました。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。島本町教育委員会から提出された、埋蔵文化財の試掘調査が完了した旨の報告書でございます。22ページが許可を受けた土地の一覧、23ページから33ページまでが完了後の写真でございます。これらの書類につきましては20ページの農業委員会会長名の文書を添付して大阪府知事に提出いたしました。</p> <p>続きまして、議案書の36ページをご覧ください。こちらは、土質調査が完了した旨の報告書でございます。37ページが許可を受けた土地の一覧、38ページから40ページまでが完了後の写真でございます。これらの書類は35ページの農業委員会会長名の文書を添付して大阪府知事に提出いたしました。</p> <p>なお、これらの調査が行われた筆につきましては、清水委員、高山委員より、水が漏れるなどのトラブルは現時点では発生していないとの報告をいただいております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。この件については一時転用ということで、土質調査するということ、遺跡があるかないかということで、調べるということで、一時転用認めたわけですが、それが完了したということで、農地に復帰をしたということの届け出でございます。</p> <p>この件につきまして、清水委員、高山委員が担当地区となっています。まず、清水委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>まず最初に清水委員からお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>ちょっと心配してましたけども、要は深さ1mから1.2、3mまで四角い2m近くですね、を試掘しまして、要はそこで、取って、その土を置いて、また戻してやっとなねんけど、あと田んぼをつくりますんでね、水が出るんじゃないかという心配をかなりしとったんですけど、ところがそういう水漏れの防止策をしていただいて、今ずっと、この試掘をされたところを見てまわりました。今のところ、田んぼに水を入れて田植えもされてますんで、今のところ水が漏れてるような気配は1件もないですね。まあ一安心という形で、今のところ大丈夫やと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>高山委員のほうからありましたら。</p>
<p>委 員</p>	<p>私のほうの、西側のほうは4点ですが、私見に行きまして、今清水委員</p>

<p>議 長</p>	<p>が言われたように、深さも浅いところとか深いところ多少あったんですけど、その終わった状態では、一応何も問題はなかったと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございます。まあ担当委員さんのほうから、完全復帰を今のところされていますと、水漏れ等はないですよということで、農地として適正があったということでございますね。あと今後、今ここ整備事業進められているということでございますので、あと特に、生産緑地として、残そうというところはずっと残っていきよるから、農地として。そこはいわゆるちょっと今後も見といてもらわなあきませんね。今はええけども、また何かあったらいかんから。</p> <p>以上、そういうことで、今の案件については調整区域で農地ということで復帰したということでございます。今後、ほかの転用するところは再度提案をしていただくという。</p> <p>ほかの委員の皆さんから何かございましたら、ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(「なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ございませんか。</p> <p>ほかに発言がないようでございますので、質疑を終結して報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、審議案件に入ります。まず、1件目の審議案件について事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、1件目の審議案件「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、ご説明させていただきます。</p> <p>まずは概要について説明させていただきます。点検・評価と計画は、農業委員会が行う事務について、透明性の向上や公正さ、公平性の確保を図るといった観点から、全ての農業委員会で毎年作成することになっております。農業委員会として決定、承認していただくため、審議案件としてお諮りするものでございます。なお、承認後は、島本町農業委員会として、大阪府に提出いたします。</p> <p>それでは、資料に沿って簡単に説明させていただきます。42ページをお開きください。</p> <p>まず1番目、農業委員会の状況の1番、農業の概要につきましては、農林業センサス、耕地及び作付面積統計に基づいて記載しているものが大部分となっておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。</p>

下に移りまして、2番、農業委員会の現在の体制でございます。本町は前任の任期満了の平成29年7月19日まで、旧制度に基づく農業委員会として運営しており、選挙委員が10名、選任委員が5名となっております。この表につきまして1カ所訂正がございます。右から2列目、計と書かれている欄の下から2行目、女性の欄なんですけども、女性の欄がゼロになっておりますが、正しくは1でございます。恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。

続きまして、新制度に基づく農業委員会の欄をご覧ください。現在、皆様には新制度に基づく農業委員会の委員として活動していただいております。任期満了は、平成32年7月19日、定数は14名、実数も同じく14名、うち女性委員が1名、40代以下が1名、中立委員が1名となっております。農地利用最適化推進委員はおりませんので、いずれもゼロとしております。

次のページ、43ページをお開きください。

担い手への農地の利用集積・集約化という項目でございます。一番上の表をご覧ください。これまでの集積面積として、0.36haと記載しております。こちらは、農地利用集積円滑化団体である高槻市農業協同組合を經由して、耕作者に貸し出されている農地の合計面積でございます。

その下の表をご覧ください。平成29年度、集積目標は0.46haと設定しておりましたが、集積実績は0.36haでございました。

続きまして、44ページをご覧ください。

新規参入の促進に関する評価でございます。1経営体の新規参入を目標としておりましたが、実績なしという結果でございました。

45ページをご覧ください。遊休農地に関する措置の評価でございます。管内の農地面積49.02haのうち0.02haが遊休農地となっております。

その一つ下の表をご覧ください。平成29年度の目標及び実績でございますが、遊休農地の面積が平成29年度当初0.02haでありましたので、その全部の解消を目標としておりましたが、解消実績はゼロとなっております。

次に、46ページをお開きください。違反転用への適正な対応でございます。

平成29年4月時点では、違反転用はございませんでしたが、平成29年度実績で0.08haと記載させていただいております。この面積でございますが、農地パトロールを行った際に委員からご指摘がございまして、詳細を確認したところ、違反転用が判明したものでございます。

違反転用の詳細でございますが、場所は高浜、市街化調整区域内の連続した3筆の農地で、所有者への聴き取り及び航空写真の状況等から、2筆

は30年ほど前、残りの1筆は7年ほど前に駐車場へ転用されていたことが判明いたしました。市街化調整区域内の転用のため、本来であれば大阪府知事の許可が必要な案件であるため、対応方法につきまして慎重に検討を行い、現在、今後の手続について大阪府と調整を進めております。

このような状況を踏まえまして、平成30年度は農地パトロールを強化し、委員の皆様には例年以上に時間をかけて違反転用がないかを調査していただく予定をしておりますので、ご協力お願いいたします。

続きまして、47ページをご覧ください。平成29年度、農地法第3条に基づく許可事務はございませんでした。

次に、農地転用に関する事務のうち、意見を付して知事への送付を行ったものは2件ございましたので、その旨記載しております。

次に48ページをご覧ください。3番、農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内に農地所有適格法人はございませんのでその旨記載しております。

その下の表ですが、4番、情報の提供等につきましては、一番下の部分、農地台帳の整備という項目がございますが、こちらは農地の転用や所有権の移転等により農地台帳を更新した筆の合計面積となっております。

49ページをお開きください。地域の農業者からの意見はございませんでしたので、意見なしとしております。

事務の実施状況の公表等につきましては、農業委員会議事録の公表と、今ご覧いただいております活動計画の点検・評価の公表状況について記載しております。また、平成29年10月に会長から町長に提出された生産緑地地区の指定に関する意見書について記載しております。

続きまして、50ページをお開きください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案でございます。50ページにつきましては、先ほど42ページでご覧いただきました評価と同様の内容を記載しております。

51ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、上から2つ目の表、平成30年度の目標及び活動計画というところをご覧ください。

目標といたしましては、現時点の0.36haに新規集積0.1haを加えた0.46haという値を記載しております。

その次の項目ですが、3番の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、でございますが、こちらは昨年度同様、1経営体、0.1haの新規参入を目標として記載しております。

52ページをご覧ください。遊休農地に関する措置といたしましては、現在、0.02haでございます遊休農地の解消を目標として記載しております。また、農地パトロール実施時期につきましては、8月から10月と

<p>議 長</p>	<p>記載しておりますが、具体的な日程につきましては、後日改めて調整させていただきます。</p> <p>長くなってしまいましたが事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明のありました案件について、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたら、お受けいたします。</p> <p>まあ、前年度と余り大きくは変わってないと思いますが。</p> <p>特に気をつけていかなあかん違反転用があり、30年前で、昔やけどもあつたと、高浜地区でも、いうことがわかったということでございますので、今後、皆さん方のほうで、造成をされてるとか、いろいろ変わったことやられてる場合は、事務局のほうに問い合わせするなりして、よろしく取り扱いをお願いしたいと思います。</p> <p>特に調整区域は、絶対農業委員会に諮らんことには、工事着工できませんからね、それが農業委員会の皆さん知らんのに、着工してるとか、家を建てるとか、造成をしてるとかいった場合は必ず、事務局のほうに言うてください。市街化区域の場合は届け出で済むので、これはそういう問題は余りないんですけど。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは特に発言がないようですので、質疑を終結いたしまして、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ないものと認めまして、採決いたします。</p> <p>それでは、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、承認される方は挙手願います。</p>
<p>委 員</p>	<p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。挙手(全員)により本案件は承認されたことにいたします。</p> <p>それでは、次の案件、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、2つ目の審議案件「下限面積の設定について」をご説明させていただきます。53ページをお開きください。</p> <p>下限面積とは、農地を取得されるなどの際に、必要となる条件の一つで、農地法第3条第2項第5号に規定されており、取得後の最低面積を定</p>

	<p>めたものでございます。この規定は、相続の場合には適用されません。</p> <p>例えば、下限面積が20aの場合ですが、5aの農地を所有されている方が、新たに農地を取得する場合には、15a以上の面積でないと取得できないことになります。</p> <p>また、下限面積の設定に当たりましては、農地法施行規則にも規定があり、下限面積未滿の耕作者の人数が、全体の耕作者のおおむね100分の40を下回らないように算定する必要があります。</p> <p>52ページでは、53ページですね、では三島地区の農業委員会の下限面積について掲載しております。各市の状況を確認しましたところ、現時点で変更は予定されていないとのことでもございました。</p> <p>簡単ではございますが、審議案件②「下限面積の設定について」の説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>下限面積の設定について、事務局から説明がございました。委員の皆さんからご意見、ご質問等がございましたら、お受けしたいと思います。</p> <p>まあここにも書いてありますように、三島地区は20aということになっておりますけど、今、この最近では、担い手不足やね、あれは農地の流動化できないということから、非常にこれが、極端なところは10a未滿のところがあったんじゃないかなと思います。昔は島本町も30aだったんですけどもね。北海道何かいくと広いですよ。まあ、三島地区統一しといたほうがいいだろうということで、前回でしたか、島本も少なくしたらどうかということ言われたんですけども、はい、何かあったらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>今説明ありましたが、下限面積ね、これずっと今まで変わってないと思うんですよ、三島地区は大体20aがベースになって、それと合わせる形で、島本町もなっとるんですけどね、島本町の場合、農地というのがほとんど宅地化されてしまっってね、なくなってきとるわけです。だから今現在、農家として登録されてる農家戸数ですか、141軒とか、それから面積が48aとかhaあるということについてですね、各地区ごとの状況、それと島本の場合20aを切っているような農家が何軒ぐらいあるのかと、そういうデータ一回ちょっと、見れないかということで、一回も出てきたことない。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局わかりますかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね、ちょっと20aを切っているところがどの程度あるかというのは、ちょっと今資料持ち合わせていないんですけども、地区ごとの</p>

	農地面積でしたら、おおむねお伝えすることは。
委員	要はね、今の現状ではね、20a以上やっているところは少ないと思うんですよ。だから141軒のうち、半分以下やと思いますよ。
議長	そうやね。
議長	農家戸数、141戸でしょ、そこへ20aからなんぼでしょ。
委員	ですわ。
議長	だからhaにしたら、それよりもっと少ないということや、農家台帳は出してるけども、少なくとも農家に入ってる人たくさんいてる。
委員	その辺の実態をちょっと調べてほしい。
議長	事務局わかりますか。
議長	後日でええやんな。
委員	後日でいい。後日でいい。 で、このね、島本町として20aが適正なんかどうかちゅうこと。だからもっと少ないねんいうんやったら、もう10aでもええわけやんか、今、生産緑地とか500㎡やいいよるんやったら、500㎡でもよろしいやん。
議長	そういう意見が出てますけど、ほかの皆さん、ほかの意見ありますか。 これはもともとは、小さくすると、投機に走るといふかね、押さえてしまうから、不動産屋さんが押さえてしまう。そういうことで、これが本当に農業する人しかもてないということで、この下限面積ができてるんです。これを小さくすると、まあ、やしろ、お金が少しやったら買える、それがほかの目的で使われると、管理ができないということで、適正な農地を農業を、農地を守ろうということから、下限面積というのもともとできた。あんまり大きかったら、今度30aなんかやったら、30aならなければ買えないから、今度売りに出そうとしても、買えないわね。値段がね。そういう問題があって、だんだん、だんだん下がってきた。相続なんかは全然関係ないですけどね。そういう過去に例がある。それをよく考え

委員	<p>な、不動産投機に走ってしまうから、農地が保たれないということになるんで、そんでまあ、三島地区は今のところバツです。この辺は一番地価が高いね、農地の。それも含めて、いろんなこと考えて、20a でずっときてるの。したら、今から20年前は30a。ということですよ経緯は。</p>
議長	<p>でもね、新規参入を凶ろうとすれば、20a も買えないですからね。</p> <p>はい。まあそういうことでございますけども。ほか何かございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、今年度は島本町の場合、下限面積20a ということで、採決をとりたいと思いますが、よろしいですか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認めまして、採決とります。</p> <p>それでは、「下限面積の設定」について、事務局案のとおり、20a で承認される方は挙手願います。</p>
委員	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。挙手(多数)により本案件は承認いたします。下限面積については、次年度の見直し、修正がなされるまでの間、20a といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上で本日の議案が終了いたしましたので、委員の皆さんから、その他何かご意見ございませんでしょうか。</p> <p>事務局からございませんか。</p>
事務局	<p>事務局から1点ご連絡でございます。</p> <p>今年度の大阪府農業委員会大会に関するご案内でございます。4カ月ほど先のお話しですが、10月18日木曜日に大阪府農業委員会大会が開催されます。場所は昨年と同様で、大阪国際交流センターでございます。当日ですが貸し切りバスでの移動を予定しております。詳細につきましては決まり次第改めてご連絡させていただきますが、10月18日木曜日、スケジュールの確保をお願いいたします。</p>
委員	<p>18。</p>

<p>事務局</p>	<p>はい。10月18日木曜日です。 はいよろしく願いいたします。 事務局からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま件について何か、ございませんか。 できるだけご出席のほどお願いしたいと思います。 ないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは以上をもちまして、第5回島本町農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。</p>